

令和3年4月26日

学生・教職員各位

安全・防災・危機管理室

(重要) 緊急事態宣言が発出された地域にお住まいの皆さんへ（周知）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力いただき有難うございます。
4月25日、緊急事態宣言が東京、大阪、兵庫、京都に発出されました。

緊急事態宣言が発出された地域にお住まいの学生・教職員の方は以下の厳守をお願い致します。

1. 通学・通勤について

(学生の方)

- (1) 通学は原則禁止です(講義・対面不要な演習はリモートでの受講のみ可)。
- (2) 対面の課外活動には参加できません。
- (3) 実験、実習、対面の必要な演習、卒業研究、学位取得のための研究等でやむを得ない場合は、特例として登校を認める場合があります（所属する学部・研究科の学務担当部署にお問い合わせください）。
- (4) この他、所属する学部・研究科等で取り決めのある場合は、それに従ってください。

(教職員の方)

- (1) 通勤は避け、在宅勤務を利用して下さい。
- (2) 研究や学生の指導、業務等でやむを得ず来学する場合も、必要最小限として下さい（所属部局長に申し出た上での許可が必要です）。
- (3) この他、所属する学部・研究科・事務部等で取り決めのある場合は、それに従って下さい。

2. やむを得ず登校・来学する際の注意点

通常の感染拡大防止策（マスク、手指消毒）や健康管理（検温・行動記録を含む）、『「現在の行動指針」（概要と留意事項）』等に加え、特に以下を厳守してください。

- (1) 食事の際は周囲の人と出来るだけ距離を取り、一人で摂って下さい。

(黙食であっても、周囲の人が接触者とされた場合があります)。

- (2) 食堂は利用しないでください(テイクアウトは可)。
- (3) 会食はしないでください(少人数短時間等の例外はありません)。
- (4) 授業や業務修了後は、速やかに帰宅してください。
- (5) 人との接触は、距離をとり最小限(人数や時間)を旨として下さい。

・新型コロナウイルス感染や感染者との接触が疑われた場合は、保健所の調査や検査に協力し適切な行動と対応をお願いします。登校・来学の可否は本学で判断しますので、所属の学部・研究科・事務部等にご連絡ください。体調不良者、濃厚接触者、接触者は登校・来学できません。